

四日市市こども子育て交流プラザ運営業務委託 プロポーザル審査要領

1 審査の対象事業者

本プロポーザルの審査対象事業者（以下、「参加者」という。）は、本市へ企画提案書を提出した応募者に限る。

2 プロポーザル審査

「四日市市こども子育て交流プラザ運営業務委託プロポーザル実施要領」における参加資格要件を満たし、提出された企画提案書が「四日市市こども子育て交流プラザ運営業務委託企画提案書作成要領」に適合する参加者について、以下のとおり参加者へのヒアリングを実施する。詳細（会場、時間等）については、参加資格審査結果の通知と同時に電子メール及び郵送にて連絡する。

- ① 参加者からの説明（15分程度）
- ② 参加者への質問（20分程度）
- ③ 出席人数は4名以内とし、質問に適切に対応できる配置予定者が出席する。
- ④ 補足資料の配布及び使用は認めない。また、説明に際し、パソコン、プロジェクター等の機材の使用は妨げないが、投影内容は提出した企画提案書の内容のみとし、これら機材を使用する場合は事前連絡の上、基本的に参加者で準備すること。なお、機材の設置・撤収に要する時間は説明時間に含めるものとし、必ず時間内に終わらせること。

3 審査方法

四日市市が設置した「四日市市こども子育て交流プラザ運営業務委託プロポーザル審査委員会」において、各委員が参加者ごとに審査項目に対し評価点を付与する。各委員の得点を合計した総合得点の最も高い参加者を「受託候補者」、その次に総合得点の高い参加者を「次点候補者」として特定する。（各々について、同点の場合は委員長が決定する。）

4 審査基準

「四日市市こども子育て交流プラザ運営業務委託プロポーザル審査委員会」が厳正な審査を行い選定する。評価点の満点は100点、審査員6名の合計点600点とする。ただし、合計得点が360点以上となる参加者がいない場合は、受託候補者なしとする。